

Page	旧文書	新文書	備考																
	<b>西東京市地域防災計画</b>	<b>西東京市地域防災計画</b>																	
	<b>—地震・火山編—</b>	<b>—地震・火山編—</b>																	
	<b>(案)</b>	<b>(案)</b>																	
	<b>令和6年修正</b>	<b>令和6年修正</b>																	
地-1	<b>第1部 総則</b>	<b>第1部 総則</b>																	
地-4	<b>第2章 基本的責務及び防災関係機関の業務大綱</b>	<b>第2章 基本的責務及び防災関係機関の業務大綱</b>																	
地-6	<b>第3節 防災関係機関の業務大綱</b>	<b>第3節 防災関係機関の業務大綱</b>																	
	1～6 (略)	1～6 (略)																	
地-9	<b>7 協力機関</b>	<b>7 協力機関</b>																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(公社)東京都柔道 整備師会 <b>北多摩支部</b></td> <td>医療救護活動に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(公社)東京都 獣医師会北多摩支部 西東京市獣医師会</td> <td>飼育動物に対する災害応急業務に関すること。</td> </tr> <tr> <td>西武バス(株) 上石神井営業所 関東バス(株) 武蔵野営業所</td> <td>人員、物資等の輸送のため車両の供給に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	(公社)東京都柔道 整備師会 <b>北多摩支部</b>	医療救護活動に関すること。	(公社)東京都 獣医師会北多摩支部 西東京市獣医師会	飼育動物に対する災害応急業務に関すること。	西武バス(株) 上石神井営業所 関東バス(株) 武蔵野営業所	人員、物資等の輸送のため車両の供給に関すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(公社)東京都柔道 整備師会 <b>西東京地区</b></td> <td>医療救護活動に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(公社)東京都 獣医師会北多摩支部 西東京市獣医師会</td> <td>飼育動物に対する災害応急業務に関すること。</td> </tr> <tr> <td>西武バス(株) 上石神井営業所 関東バス(株) 武蔵野営業所</td> <td>人員、物資等の輸送のため車両の供給に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	(公社)東京都柔道 整備師会 <b>西東京地区</b>	医療救護活動に関すること。	(公社)東京都 獣医師会北多摩支部 西東京市獣医師会	飼育動物に対する災害応急業務に関すること。	西武バス(株) 上石神井営業所 関東バス(株) 武蔵野営業所	人員、物資等の輸送のため車両の供給に関すること。	
機関の名称	事務又は業務の大綱																		
(公社)東京都柔道 整備師会 <b>北多摩支部</b>	医療救護活動に関すること。																		
(公社)東京都 獣医師会北多摩支部 西東京市獣医師会	飼育動物に対する災害応急業務に関すること。																		
西武バス(株) 上石神井営業所 関東バス(株) 武蔵野営業所	人員、物資等の輸送のため車両の供給に関すること。																		
機関の名称	事務又は業務の大綱																		
(公社)東京都柔道 整備師会 <b>西東京地区</b>	医療救護活動に関すること。																		
(公社)東京都 獣医師会北多摩支部 西東京市獣医師会	飼育動物に対する災害応急業務に関すること。																		
西武バス(株) 上石神井営業所 関東バス(株) 武蔵野営業所	人員、物資等の輸送のため車両の供給に関すること。																		
地-11	※本計画で使用している関係機関等の略称一覧	※本計画で使用している関係機関等の略称一覧																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>正式名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>柔道整備師会</td> <td>公益社団法人東京都柔道整備師会 <b>北多摩支部</b></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	略称	正式名称	(略)	(略)	柔道整備師会	公益社団法人東京都柔道整備師会 <b>北多摩支部</b>	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>正式名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>柔道整備師会</td> <td>公益社団法人東京都柔道整備師会 <b>西東京地区</b></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	略称	正式名称	(略)	(略)	柔道整備師会	公益社団法人東京都柔道整備師会 <b>西東京地区</b>	(略)	(略)	
略称	正式名称																		
(略)	(略)																		
柔道整備師会	公益社団法人東京都柔道整備師会 <b>北多摩支部</b>																		
(略)	(略)																		
略称	正式名称																		
(略)	(略)																		
柔道整備師会	公益社団法人東京都柔道整備師会 <b>西東京地区</b>																		
(略)	(略)																		
地-12	<b>第3章 市の概況</b>	<b>第3章 市の概況</b>																	

Page	旧文書	新文書	備考
地-14	<b>第2節 社会条件</b>	<b>第2節 社会条件</b>	
	1～4（略）	1～4（略）	
地-17	<b>5 道路・橋梁等</b>	<b>5 道路・橋梁等</b>	
	市内の道路総延長は、都道 34,152m、市道 244,434mであり、そのうち、規格改良済延長は、都道 34,152m、市道 168,907mとなっている（令和4年4月1日現在）。	市内の道路総延長は、都道 34,152m、市道 244,434mであり、そのうち、規格改良済延長は、都道 34,152m、市道 168,907mとなっている（令和5年4月1日現在）。	
	（略）	（略）	
地-39	<b>第6章 調査・研究</b>	<b>第6章 調査・研究</b>	
	1（略）	1（略）	
地-43	<b>2 防災に関する市民の意識調査</b>	<b>2 防災に関する市民の意識調査</b>	
	（略） 市は、これらの調査結果及び東日本大震災や熊本地震等の大規模震災での課題等を踏まえ、市に必要な防災対策を検討し推進していく。	（略） 市は、これらの調査結果及び東日本大震災や熊本地震及び能登半島地震等の大規模震災での課題等を踏まえ、市に必要な防災対策を検討し推進していく。	
地-44	<b>第2部 災害予防計画</b>	<b>第2部 災害予防計画</b>	
地-44	<b>1 基本的考え方</b>	<b>1 基本的考え方</b>	
	東日本大震災を契機に、災害に強いまちづくりに対する市民の要望が高まっている。行政による公助だけでなく、市民自らによる自助や地域による共助の意識の向上、防災基盤の整備や防災訓練、災害時を想定した迅速な対応の検討などを進め、市民や団体などと、行政や関係機関が連携した防災対策に取り組む。	東日本大震災や能登半島地震などの震災を契機に、災害に強いまちづくりに対する市民の要望が高まっている。行政による公助だけでなく、市民自らによる自助や地域による共助の意識の向上、防災基盤の整備や防災訓練、災害時を想定した迅速な対応の検討などを進め、市民や団体などと、行政や関係機関が連携した防災対策に取り組む。	
地-44	<b>2（略）</b>	<b>2（略）</b>	
	<b>3 課題</b>	<b>3 課題</b>	
	近年は建築物の耐震化が進み、大規模地震発生時の建物被害が軽減されると推測されているが、市域の一部の施設や住宅においては、引き続き耐震化への備えや防災基盤の整備等を進めていくことが求められている。	近年は建築物の耐震化が進み、大規模地震発生時の建物被害が軽減されると推測されているが、市域の一部の施設や住宅においては、引き続き耐震化への備えや防災基盤の整備等を進めていくことが求められている。	
	一方、令和4年5月に首都直下型地震等による「東京都の新たな被害想定」が10年ぶりに見直され、市内では大規模な延焼クラスターの発生により、火災による建物被害や死傷者等が増大することが懸念される。	一方、令和4年5月に首都直下型地震等による「東京都の新たな被害想定」が10年ぶりに見直され、 <u>高齢化の進展やデジタル技術の向上など、社会環境の変化などを踏まえた対策が求められている。</u> また、市内では大規模な延焼クラスターの発生により、火災による建物被害や死傷者等が増大することが懸念される。	
	そのため、木造密集地域等への火災抑止や地域住民による初期消火能力の向上など火災予防対策を推進することが喫緊の課題である。	そのため、木造密集地域等への火災抑止や地域住民による初期消火能力の向上など火災予防対策を推進することが喫緊の課題である。	
	また、東日本大震災等の過去の教訓を活かし、大規模災害を想定した防災訓練、要配慮者への支援訓練、市民、事業者、関係者の防災意識の向上など、日頃から地域コミュニティにおける防災意識の醸成を図るとともに、地域における多様な視点を反映し防災力向上を図る	また、東日本大震災や能登半島地震等の過去の教訓を活かし、大規模災害を想定した防災訓練、要配慮者への支援訓練、市民、事業者、関係者の防災意識の向上など、日頃から地域コミュニティにおける防災意識の醸成を図るとともに、地域における多様な視点を反	

Page	旧文書	新文書	備考
	ため、防災会議の委員への任命及び防災の現場において、年齢や性別、障害の有無等、多様な視点等に配慮した防災体制を確立することが必要である。	映し防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命及び防災の現場において、年齢や性別、障害の有無等、多様な視点等に配慮した防災体制を確立することが必要である。	
地-58	2 登録ボランティアとの連携及び人材育成 市、都、警察署、消防署、日赤東京都支部、市社会福祉協議会	2 登録ボランティアとの連携及び人材育成 市、都、警察署、消防署、日赤東京都支部、市社会福祉協議会	
	(1) 登録ボランティアとの連携【危機管理課、地域共生課、生活福祉課、建築指導課、都市計画課、文化振興課、消防署、日赤東京都支部、市社会福祉協議会】	(1) 登録ボランティアとの連携【危機管理課、地域共生課、生活福祉課、建築指導課、都市計画課、文化振興課、消防署、日赤東京都支部、市社会福祉協議会】	
	地域共生課、生活福祉課、建築指導課、都市計画課及び市社会福祉協議会は、都防災ボランティア（被災建築物応急危険度判定員、被災宅地危険度判定士、東京都防災（語学）ボランティア、建設防災ボランティア）の専門性を活かし、協力を得るための準備を進める。 <del>文化振興課は、東京都防災（語学）ボランティアの専門性を活かし、協力を得るための準備を進める。</del>	地域共生課、生活福祉課、建築指導課、都市計画課、 <u>文化振興課</u> 及び市社会福祉協議会は、都防災ボランティア（被災建築物応急危険度判定員、被災宅地危険度判定士、東京都防災（語学）ボランティア、建設防災ボランティア）の専門性を活かし、協力を得るための準備を進める。 <u>建築指導課は、被災建築物応急危険度判定員との連携を図るため、訓練等を実施する。</u>	
地-62	3 がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊防止 市、都建設事務所、都	3 がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊防止 市、都建設事務所、都	
	(1) がけ・擁壁等の安全化【建築指導課、都建設事務所】	(1) がけ・擁壁等の安全化【建築指導課、 <u>危機管理課</u> 、都建設事務所】	
地-80	<b>第4章 応急対応力の強化</b>	<b>第4章 応急対応力の強化</b>	
地-85	<b>第3節 応援協力</b>	<b>第3節 応援協力</b>	
	<b>予 防 対 策</b>	<b>予 防 対 策</b>	
	1 関係機関等との連携強化 市	1 関係機関等との連携強化 市	
	(2) 協定等の運用の準備【危機管理課、各課】	(2) 協定等の運用の準備【危機管理課、各課】	
	(略)	(略)	
	2 受援力の強化 市	2 受援力の強化 市	
	全ての課は、関係機関からの応援職員等が来たときに備え、日頃から災害時の優先業務や業務内容の整理等を行っておく。	全ての課は、関係機関からの応援職員等が来たときに備え、日頃から災害時の優先業務や業務内容の整理等を行っておく <u>とともに、他の地域で大規模災害が発生した際には積極的な被災地応援に努めることとする。</u>	
	(略)	(略)	
地-86	さらに、東京都災害時受援応援計画等との整合性を図りつつ、災害時受援計画を作成し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資器材等の集積・輸送体制、その他宿泊・食事提供・送迎等について必要な準備を整える。	さらに、東京都災害時受援応援計画等との整合性を図りつつ、災害時受援 <u>応援</u> 計画を作成し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資器材等の集積・輸送体制、その他宿泊・食事提供・送迎等について必要な準備を整える。	
地-87	<b>第4節 防災活動拠点の確保</b>	<b>第4節 防災活動拠点の確保</b>	
	<b>予 防 対 策</b>	<b>予 防 対 策</b>	

Page	旧文書		新文書		備考
	1 防災活動拠点の充実	市	1 防災活動拠点の充実	市	
	(1) オープンスペースの把握【危機管理課、総務課】		(1) オープンスペースの把握【危機管理課、総務課】		
	危機管理課及び総務課は、救出・救助、広域支援部隊等の受入れ・ベースキャンプ、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧などの応急対策活動を行うためのオープンスペースの把握に努める。危機管理課は、発災時の使用に係るマニュアル等について、災害時受援計画に定める。		危機管理課及び総務課は、救出・救助、広域支援部隊等の受入れ・ベースキャンプ、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧などの応急対策活動を行うためのオープンスペースの把握に努める。危機管理課は、発災時の使用に係るマニュアル等について、災害時受援 <b>応援</b> 計画に定める。		
地-88	<b>第5章 情報通信の確保</b>		<b>第5章 情報通信の確保</b>		
	予 防 対 策		予 防 対 策		
	1 防災関係機関との情報通信連絡体制の整備	市、各通信事業者	1 防災関係機関との情報通信連絡体制の整備	市、各通信事業者	
	(2) 市防災行政無線の音声到達地域改善【危機管理課】		(2) 市防災行政無線の音声到達地域改善【危機管理課】		
	<u>追加</u>		(5) <u>情報連絡・収集・提供体制の強化【危機管理課】</u>		
	<u>追加</u>		<u>関係機関との災害情報の共有化を推進するとともに、デジタル技術を活用した迅速な被災状況の収集及び提供体制を強化する。</u>		
	<del>(5)</del> 通信事業者による通信設備及び回線の確保【各通信事業者】		<u>(6)</u> 通信事業者による通信設備及び回線の確保【各通信事業者】		
地-89	2 市民等への情報提供体制の整備	市、消防署	2 市民等への情報提供体制の整備	市、消防署	
	(2) 新たな情報提供手段の活用【秘書広報課、危機管理課、消防署】		(2) 新たな情報提供手段の活用【秘書広報課、危機管理課、消防署】		
	既存の情報提供手段である市防災行政無線、同自動電話応答サービス、戸別受信機、緊急速報メール、安全・安心いーなメールや、SNS、スマートフォン用アプリ(東京消防庁公式アプリ)等の情報提供ツールを活用する。また、情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IOT、クラウドコンピューティング技術、SNSなどのICTを活用した新たな情報提供手段、効果的な運用方法等について検討し、迅速な災害時の情報提供体制を構築する。		既存の情報提供手段である市防災行政無線、同自動電話応答サービス、戸別受信機、緊急速報メール、安全・安心いーなメールや、SNS、スマートフォン用アプリ(東京消防庁公式アプリ)等の情報提供ツールを活用する。また、情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IOT、クラウドコンピューティング技術、SNSなどのICTを活用した新たな情報提供手段、効果的な運用方法等について <b>積極的に</b> 検討し、迅速な災害時の情報提供体制を構築する。		
地-94	<b>第7章 帰宅困難者対策</b>		<b>第7章 帰宅困難者対策</b>		
	予 防 対 策		予 防 対 策		
	1 帰宅困難者対策の推進	市、都、西武鉄道(株)、警察署、消防署、学校、教育委員会	1 帰宅困難者対策の推進	市、都、西武鉄道(株)、警察署、消防署、学校、教育委員会	
	(3) 駅等の混乱防止策【危機管理課、西武鉄道(株)】		(3) 駅等の混乱防止策【危機管理課、西武鉄道(株)】		
	駅周辺に滞留する外出者の一時滞留場所となる誘導先を確保するとともに、あらかじめ、都、市、警察署、消防署、西武鉄道(株)、駅周辺事業者等と、災害時の各機関の役		駅周辺に滞留する外出者の一時滞留場所となる誘導先を確保するとともに、あらかじめ、都、市、警察署、消防署、西武鉄道(株)、駅周辺事業者等と、災害時の各機関の役		

Page	旧文書	新文書	備考
	割を定め、次の事項を所掌する。 ア 滞留者の誘導方法と役割分担 イ 誘導場所の選定 ウ 誘導計画、マニュアルの策定 エ 防災訓練の実施	割を定め、次の事項を所掌する。 ア 滞留者の誘導方法と役割分担 イ 誘導場所の選定 ウ 誘導計画、マニュアルの策定 エ 防災訓練の実施 オ <u>情報機器等を活用した滞留状況の把握の環境整備</u>	
地-97	<b>第 8 章 避難者対策</b>	<b>第 8 章 避難者対策</b>	
	<b>第 1 節 避難体制の整備</b>	<b>第 1 節 避難体制の整備</b>	
	<b>予 防 対 策</b>	<b>予 防 対 策</b>	
	1 避難体制の整備 市	1 避難体制の整備 市	
	(4) 在宅避難に向けた環境整備	(4) 在宅避難に向けた環境整備の啓発【危機管理課】	
	災害時に非常用電源としても有効な再生可能エネルギー発電設備、蓄電池、家庭用燃料電池等の導入を促進する。	<u>各家庭に向けて、災害時に非常用電源としても有効な再生可能エネルギー発電設備、蓄電池、家庭用燃料電池等の備えについて啓発を行う。</u>	
地-98	<b>第 2 節 避難所・避難広場等</b>	<b>第 2 節 避難所・避難広場等</b>	
	<b>予 防 対 策</b>	<b>予 防 対 策</b>	
	1 避難所等の整備 市、教育委員会	1 避難所等の整備 市、教育委員会	
地-100	(2) 避難所の指定及び整備【危機管理課、教育委員会】	(2) 避難所の指定及び整備【危機管理課、教育委員会】	
	市長は、災害対策基本法及び施行令等に定める基準等に基づき避難所を指定する。	市長は、災害対策基本法及び施行令等に定める基準等に基づき避難所を指定する。	
	ア (略)	ア (略)	
	イ 避難所で受け入れる被災者数は、おおむね居室 3.3 ㎡当たり 2 人とする。	イ 避難所で受け入れる被災者数は、おおむね居室 3.3 ㎡当たり 2 人とするが、 <u>避難所環境の充実のため、1 人当たり 4 ㎡を確保できるように在宅避難の推進に努める。</u>	
地-103	(5) 避難所等の周知【危機管理課】	(5) 避難所等の周知【危機管理課】	
	避難所等へ標識板を設置するとともに、市ホームページなどにより市民に周知を行う。避難所等の災害種別や避難広場と避難所の役割が異なること、福祉避難所は受入対象者が特定されていることなどについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。	避難所等へ標識板を設置するとともに、市ホームページなど <u>デジタル技術の活用</u> により市民に周知を行う。避難所等の災害種別や避難広場と避難所の役割が異なること、福祉避難所は受入対象者が特定されていることなどについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。	
地-104	3 避難所等の管理運営体制の整備等 市、都、教育委員会、各施設管理者	3 避難所等の管理運営体制の整備等 市、都、教育委員会、各施設管理者	
	(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)	
	(3) 避難所における資器材等の整備【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、健康課、幼児教育・保育課、教育委員会、子ども家庭支援センター】	(3) 避難所における資器材等の整備【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、健康課、幼児教育・保育課、教育委員会、子ども家庭支援センター】	

Page	旧文書	新文書	備考
	<p>(略)</p> <p>また、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等被災者による情報の入手に資する機器の整備を図るとともに、再生可能エネルギーやEVの活用を含め、必要に応じて避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p>避難所には、受け入れた避難者が安否確認や情報収集し易い環境を構築するため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）やWi-Fiアクセスポイント等の整備のほか、発災時の速やかな設置や利用者の適切な利用への誘導が可能な体制整備に努める。</p> <p>災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制整備に努める。</p>	<p>(略)</p> <p>また、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等被災者による情報の入手に資する機器の整備を図るとともに、再生可能エネルギーやEVの活用を含め、必要に応じて避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p>避難所には、受け入れた避難者が安否確認や情報収集し易い環境を構築するため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）やWi-Fiアクセスポイント等の整備のほか、<u>デジタル技術を活用し</u>、発災時の速やかな設置や利用者の適切な利用への誘導が可能な体制整備に努める。</p> <p>災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制整備に努める。</p>	
	(4) (略)	(4) (略)	
地-105	(5) 避難所におけるボランティア受入体制の整備【危機管理課、地域共生課、生活福祉課、市社会福祉協議会】	(5) 避難所におけるボランティア受入態勢の整備【危機管理課、地域共生課、生活福祉課、市社会福祉協議会】	
	避難所においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、体制整備を図る。	避難所においてボランティアを迅速かつ円滑に受け入れられるよう、体制整備を図る。	
	(6)～(7) (略)	(6)～(7) (略)	
	(8) 避難所等の環境衛生の確保【環境保全課、危機管理課】	(8) 避難所等の環境衛生の確保【都（保健医療局）、健康課】	
	(略)	(略)	
	(9) 避難所における飼育動物の受入体制の整備【環境保全課】	(9) 避難所における飼育動物の受入体制の整備【環境保全課、危機管理課】	
	(略)	(略)	
地-112	<b>第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進</b>	<b>第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進</b>	
	<b>第1節 食料及び生活必需品等</b>	<b>第1節 食料及び生活必需品等</b>	
	<b>予 防 対 策</b>	<b>予 防 対 策</b>	
	1 食料及び生活必需品等の確保 市	1 食料及び生活必需品等の確保 市	
	(1) 食料及び生活必需品等の備蓄・調達【危機管理課】	(1) 食料及び生活必需品等の備蓄・調達【危機管理課】	
	ア 食料の備蓄目標は、避難所生活者の予想人口の2日分（約2万7千人×6食）及び帰宅困難者の予想人数の1食分（約3万1千人×1食）とする。	ア 食料の備蓄目標は、想定避難所避難者数及び想定帰宅困難者数の3日分とする。	
地-118	<b>第11章 市民の生活の早期再建</b>	<b>第11章 市民の生活の早期再建</b>	
	<b>第2節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理</b>	<b>第2節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理</b>	
	<b>予 防 対 策</b>	<b>予 防 対 策</b>	
	2 トイレの確保及びし尿処理 市	2 トイレの確保及びし尿処理 市	

Page	旧文書	新文書	備考																																																								
	(1) トイレの備蓄・整備【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、幼児教育・保育課、子ども家庭支援センター、教育企画課】	(1) トイレの備蓄・整備【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、幼児教育・保育課、子ども家庭支援センター、教育企画課】																																																									
	ア 災害発生当初は、避難者約 50 人当たり 1 基の災害用トイレの確保に努める。	ア 災害発生当初は、避難者約 50 人当たり 1 基の災害用トイレの確保に努める <u>とともに、衛生的な質の高いトイレ環境の向上に努める。また、在宅避難など、時間の経過とともに発生するトイレ不足に対する対策に努める。</u>																																																									
	(略)	(略)																																																									
地-119	(3) 災害用トイレの普及啓発【危機管理課】	(3) 災害用トイレの普及啓発【危機管理課】																																																									
	ア 災害用トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ市民に周知し、知識の普及啓発に努める。	ア 災害用トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ市民に周知し、知識の普及啓発に努める。																																																									
	イ 簡易トイレの備蓄の必要性を周知し、各家庭における備蓄の推進を行う。	イ 簡易トイレの備蓄の必要性を周知し、各家庭における備蓄の推進を行う。																																																									
	ウ 各機関は災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練等）を実施する。	ウ 各機関は災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練等）を実施する。																																																									
		<u>エ その他災害用トイレについて、日ごろから目にする機会を増やすなど、災害用トイレの重要性についての普及啓発をおこなう。</u>																																																									
地-134	支援対策チーム	支援対策チーム																																																									
	【役割：本部の運営や防災関係機関との連携等全体の統括】	【役割：本部の運営や防災関係機関との連携等全体の統括】																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>チーム</th> <th>部</th> <th>班</th> <th>分掌業務</th> <th>平時の課名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">支援対策チーム【チーム長 総務部長】</td> <td rowspan="10">企画部【企画部長】</td> <td rowspan="10">調整班【班長】 企画政策課長</td> <td>1 本部長室、危機管理班及び各部との連絡調整</td> <td>企画政策課</td> </tr> <tr> <td>2 被災状況等の情報収集、分析及びこれに必要な業務</td> <td>財政課</td> </tr> <tr> <td>3 ライフライン事業者との連絡</td> <td>公共施設マネジメント課</td> </tr> <tr> <td>4 各部の情報の総括整理に関すること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 危機管理班の応援に関すること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 災害対策予算及び資金に関すること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 義援金の受領に関すること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 戦略的な災害対策を行うための情報分析を行うこと</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 部内他班の応援に関すること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 部内他班の所管に属しない事務に関すること</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	チーム	部	班	分掌業務	平時の課名	支援対策チーム【チーム長 総務部長】	企画部【企画部長】	調整班【班長】 企画政策課長	1 本部長室、危機管理班及び各部との連絡調整	企画政策課	2 被災状況等の情報収集、分析及びこれに必要な業務	財政課	3 ライフライン事業者との連絡	公共施設マネジメント課	4 各部の情報の総括整理に関すること		5 危機管理班の応援に関すること		6 災害対策予算及び資金に関すること		7 義援金の受領に関すること		8 戦略的な災害対策を行うための情報分析を行うこと		9 部内他班の応援に関すること		10 部内他班の所管に属しない事務に関すること		<table border="1"> <thead> <tr> <th>チーム</th> <th>部</th> <th>班</th> <th>分掌業務</th> <th>平時の課名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">支援対策チーム【チーム長 総務部長】</td> <td rowspan="10">企画部【企画部長】</td> <td rowspan="10">調整班【班長】 企画政策課長</td> <td>1 本部長室、危機管理班及び各部との連絡調整</td> <td>企画政策課</td> </tr> <tr> <td>2 被災状況等の情報収集、分析及びこれに必要な業務</td> <td>財政課</td> </tr> <tr> <td>3 ライフライン事業者との連絡</td> <td>公共施設マネジメント課</td> </tr> <tr> <td>4 各部の情報の総括整理に関すること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 危機管理班の応援に関すること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 災害対策予算及び資金に関すること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 義援金の受領に関すること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 戦略的な災害対策を行うための情報分析を行うこと</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 部内他班への応援に関すること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 部内他班の所管に属しない事務に関すること</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	チーム	部	班	分掌業務	平時の課名	支援対策チーム【チーム長 総務部長】	企画部【企画部長】	調整班【班長】 企画政策課長	1 本部長室、危機管理班及び各部との連絡調整	企画政策課	2 被災状況等の情報収集、分析及びこれに必要な業務	財政課	3 ライフライン事業者との連絡	公共施設マネジメント課	4 各部の情報の総括整理に関すること		5 危機管理班の応援に関すること		6 災害対策予算及び資金に関すること		7 義援金の受領に関すること		8 戦略的な災害対策を行うための情報分析を行うこと		9 部内他班への応援に関すること		10 部内他班の所管に属しない事務に関すること		
チーム	部	班	分掌業務	平時の課名																																																							
支援対策チーム【チーム長 総務部長】	企画部【企画部長】	調整班【班長】 企画政策課長	1 本部長室、危機管理班及び各部との連絡調整	企画政策課																																																							
			2 被災状況等の情報収集、分析及びこれに必要な業務	財政課																																																							
			3 ライフライン事業者との連絡	公共施設マネジメント課																																																							
			4 各部の情報の総括整理に関すること																																																								
			5 危機管理班の応援に関すること																																																								
			6 災害対策予算及び資金に関すること																																																								
			7 義援金の受領に関すること																																																								
			8 戦略的な災害対策を行うための情報分析を行うこと																																																								
			9 部内他班の応援に関すること																																																								
			10 部内他班の所管に属しない事務に関すること																																																								
チーム	部	班	分掌業務	平時の課名																																																							
支援対策チーム【チーム長 総務部長】	企画部【企画部長】	調整班【班長】 企画政策課長	1 本部長室、危機管理班及び各部との連絡調整	企画政策課																																																							
			2 被災状況等の情報収集、分析及びこれに必要な業務	財政課																																																							
			3 ライフライン事業者との連絡	公共施設マネジメント課																																																							
			4 各部の情報の総括整理に関すること																																																								
			5 危機管理班の応援に関すること																																																								
			6 災害対策予算及び資金に関すること																																																								
			7 義援金の受領に関すること																																																								
			8 戦略的な災害対策を行うための情報分析を行うこと																																																								
			9 部内他班への応援に関すること																																																								
			10 部内他班の所管に属しない事務に関すること																																																								
地-124	第 3 部 災害応急・復旧計画	第 3 部 災害応急・復旧計画																																																									
地-194	第 6 章 医療救護等対策	第 6 章 医療救護等対策																																																									
地-205	第 2 節 防疫	第 2 節 防疫																																																									

Page	旧文書	新文書	備考																																																																																
地-208	■■■■ 復旧対策 ■■■■	■■■■ 復旧対策 ■■■■																																																																																	
	1 防疫活動   市、都	1 防疫活動   市、都																																																																																	
	(4) 飲料水等の安全確保【 <del>環境保全課、健康課、</del> 都（保健医療局）】	(4) 飲料水等の安全確保【 <del>健康課、環境保全課、</del> 都（保健医療局）】																																																																																	
地-214	第7章 帰宅困難者対策	第7章 帰宅困難者対策																																																																																	
地-219	■■■■ 復旧対策 ■■■■	■■■■ 復旧対策 ■■■■																																																																																	
地-220	2 徒歩帰宅者の支援   市、都、警察署、日赤東京都支部、事業者、学校	2 徒歩帰宅者の支援   市、都、警察署、日赤東京都支部、事業者、学校																																																																																	
	(2) 各機関の対策等【社会教育課、公民館、図書館、都（総務局）、警察署、日赤東京都支部、事業者、学校】	(2) 各機関の対策等【社会教育課、公民館、図書館、都（総務局）、警察署、日赤東京都支部、事業者、学校】																																																																																	
地-221	＜一時滞在施設＞ (令和6年1月現在)	＜一時滞在施設＞ (令和6年7月現在)																																																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>収容人数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>コール田無</td><td>田無町3-7-2</td><td>343</td></tr> <tr><td>2</td><td>田無公民館・中央図書館</td><td>南町5-6-11</td><td>408</td></tr> <tr><td>3</td><td>谷戸公民館・図書館</td><td>谷戸町1-17-2</td><td>247</td></tr> <tr><td>4</td><td>芝久保公民館・図書館</td><td>芝久保町5-4-48</td><td>246</td></tr> <tr><td>5</td><td>柳沢公民館・図書館</td><td>柳沢1-15-1</td><td>323</td></tr> <tr><td>6</td><td>保谷駅前公民館・図書館</td><td>東町3-14-30</td><td>371</td></tr> <tr><td>7</td><td>ひばりが丘図書館</td><td>ひばりが丘1-2-1</td><td>50</td></tr> <tr><td>8</td><td>ひばりが丘公民館</td><td>ひばりが丘2-3-4</td><td>181</td></tr> <tr> <td colspan="3">合計(8箇所)</td> <td>2,169</td> </tr> </tbody> </table>	番号	施設名	所在地	収容人数(人)	1	コール田無	田無町3-7-2	343	2	田無公民館・中央図書館	南町5-6-11	408	3	谷戸公民館・図書館	谷戸町1-17-2	247	4	芝久保公民館・図書館	芝久保町5-4-48	246	5	柳沢公民館・図書館	柳沢1-15-1	323	6	保谷駅前公民館・図書館	東町3-14-30	371	7	ひばりが丘図書館	ひばりが丘1-2-1	50	8	ひばりが丘公民館	ひばりが丘2-3-4	181	合計(8箇所)			2,169	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>収容人数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>コール田無</td><td>田無町3-7-2</td><td>343</td></tr> <tr><td>2</td><td>田無公民館・中央図書館</td><td>南町5-6-11</td><td>408</td></tr> <tr><td>3</td><td>谷戸公民館・図書館</td><td>谷戸町1-17-2</td><td>247</td></tr> <tr><td>4</td><td>芝久保公民館・図書館</td><td>芝久保町5-4-48</td><td>246</td></tr> <tr><td>5</td><td>柳沢公民館・図書館</td><td>柳沢1-15-1</td><td>323</td></tr> <tr><td>6</td><td>保谷駅前公民館・図書館</td><td>東町3-14-30</td><td>371</td></tr> <tr><td>7</td><td>ひばりが丘図書館</td><td>ひばりが丘1-2-1</td><td>50</td></tr> <tr><td>8</td><td>ひばりが丘公民館</td><td>ひばりが丘2-3-4</td><td>181</td></tr> <tr> <td colspan="3">合計(8箇所)</td> <td>2,169</td> </tr> </tbody> </table>	番号	施設名	所在地	収容人数(人)	1	コール田無	田無町3-7-2	343	2	田無公民館・中央図書館	南町5-6-11	408	3	谷戸公民館・図書館	谷戸町1-17-2	247	4	芝久保公民館・図書館	芝久保町5-4-48	246	5	柳沢公民館・図書館	柳沢1-15-1	323	6	保谷駅前公民館・図書館	東町3-14-30	371	7	ひばりが丘図書館	ひばりが丘1-2-1	50	8	ひばりが丘公民館	ひばりが丘2-3-4	181	合計(8箇所)			2,169	
番号	施設名	所在地	収容人数(人)																																																																																
1	コール田無	田無町3-7-2	343																																																																																
2	田無公民館・中央図書館	南町5-6-11	408																																																																																
3	谷戸公民館・図書館	谷戸町1-17-2	247																																																																																
4	芝久保公民館・図書館	芝久保町5-4-48	246																																																																																
5	柳沢公民館・図書館	柳沢1-15-1	323																																																																																
6	保谷駅前公民館・図書館	東町3-14-30	371																																																																																
7	ひばりが丘図書館	ひばりが丘1-2-1	50																																																																																
8	ひばりが丘公民館	ひばりが丘2-3-4	181																																																																																
合計(8箇所)			2,169																																																																																
番号	施設名	所在地	収容人数(人)																																																																																
1	コール田無	田無町3-7-2	343																																																																																
2	田無公民館・中央図書館	南町5-6-11	408																																																																																
3	谷戸公民館・図書館	谷戸町1-17-2	247																																																																																
4	芝久保公民館・図書館	芝久保町5-4-48	246																																																																																
5	柳沢公民館・図書館	柳沢1-15-1	323																																																																																
6	保谷駅前公民館・図書館	東町3-14-30	371																																																																																
7	ひばりが丘図書館	ひばりが丘1-2-1	50																																																																																
8	ひばりが丘公民館	ひばりが丘2-3-4	181																																																																																
合計(8箇所)			2,169																																																																																
	※有効面積は各施設の延べ面積の1/3とした。収容人員は有効面積に対し、3.3㎡当たり2人で算定した（「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」（首都直下地震帰宅困難者等対策協議会）を参考）。なお、図書館は3.3㎡当たり1人とした。	※有効面積は各施設の延べ面積の1/3とした。収容人員は有効面積に対し、3.3㎡当たり2人で算定した（「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」（首都直下地震帰宅困難者等対策協議会）を参考）。なお、図書館は3.3㎡当たり1人とした。																																																																																	
	※一時滞在施設は、施設の安全性や利用状況、被害状況等を確認した上で開設可否を決定するため、全ての施設が開設されない場合がある。	※一時滞在施設は、施設の安全性や利用状況、被害状況等を確認した上で開設可否を決定するため、全ての施設が開設されない場合がある。																																																																																	
	第8章 避難者対策	第8章 避難者対策																																																																																	
地-228	第2節 避難所・避難広場等	第2節 避難所・避難広場等																																																																																	
	■■■■ 応急対策 ■■■■	■■■■ 応急対策 ■■■■																																																																																	

Page	旧文書		新文書		備考
	1 避難所の開設	市	1 避難所の開設	市	
地-229	(7) 指定された避難所以外の施設に避難者が集結した場合【危機管理班】		(7) 指定された避難所以外の施設に避難者が集結した場合【危機管理班】		
	施設管理者の同意を得た上で、避難所として開設するよう努める。		施設管理者の同意を得た上で、避難所として開設するよう努める。 <u>また、指定された避難所と同等の物資及び情報の提供等に努める。</u>		
地-256	<b>第11章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理</b>		<b>第11章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理</b>		
	<b>第2節 トイレの確保及びし尿処理</b>		<b>第2節 トイレの確保及びし尿処理</b>		
	1 トイレの確保及びし尿処理	市、事業所、事業者、市民	1 トイレの確保及びし尿処理	市、事業所、事業者、市民	
	(2) 避難所等における対応【環境班、上下水道班、事業所、市民】		(2) 避難所等における対応【環境班、上下水道班、事業所、市民】		
	ア (略)		ア (略)		
地-257	イ 事業所・家庭等		イ 事業所・家庭等		
	(イ) 上水機能に支障が発生している場合には、排水設備に異常がないか確認した上で、 <u>非常災害</u> 用井戸や河川水等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。		(イ) 上水機能に支障が発生している場合には、排水設備に異常がないか確認した上で、 <u>震災</u> 用井戸や河川水等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。		
地-286	<b>第14章 応急生活対策</b>		<b>第14章 応急生活対策</b>		
	<b>第1節 建築物等の災害対策</b>		<b>第1節 建築物等の災害対策</b>		
	<b>応急対策</b>		<b>応急対策</b>		
	1 公共施設等の応急対策	市、医療機関、都建設事務所	1 公共施設等の応急対策	市、医療機関、都建設事務所	
地-287	(2) 避難所等拠点施設建築物の応急危険度判定の実施【都市計画班、救出支援班、都（都市整備局）】 都市計画班及び救出支援班は、二次災害防止のため、概括的な被害情報等に基づき、避難所等拠点施設建築物の応急危険度判定を地震発生直後に実施する。		(2) 避難所等拠点施設建築物の応急危険度判定の実施【施設・車両班、 <u>都市計画班</u> 、救出支援班、都（都市整備局）】 <u>施設・車両班</u> 、都市計画班及び救出支援班は、二次災害防止のため、概括的な被害情報等に基づき、避難所等拠点施設建築物の応急危険度判定を地震発生直後に実施する。		
地-289	<b>第2節 応急仮設住宅の供給</b>		<b>第2節 応急仮設住宅の供給</b>		
	<b>応急対策</b>		<b>応急対策</b>		
	1 応急危険度判定等の実施	市、都	1 応急危険度判定等の実施	市、都	
	(1) 被災建築物・宅地の応急危険度判定【都市計画班、救出支援班、都（都市整備局）】		(1) 被災建築物・宅地の応急危険度判定【都市計画班、救出支援班、都（都市整備局）】		
	(略)		(略)		
地-290	(略)	(略)	(略)	(略)	
	調査の体制	<u>被災建築物・宅地応急危険度判定員を中心に応急危険度判定実施本部を設置する。</u>	調査の体制	<u>市は応急危険度判定実施本部を設置し、被災建築物・宅地応急危険度判定士の必要な人員を配置する。</u>	

Page	旧文書		新文書		備考								
	(略)	(略)	(略)	(略)									
地-296	<b>第3節 被災者の生活再建対策</b>		<b>第3節 被災者の生活再建対策</b>										
地-298	<b>復旧対策</b>		<b>復旧対策</b>										
	1 被災者の生活相談等の支援	市、都、警察署、消防署、市社会福祉協議会、 日赤東京都支部	1 被災者の生活相談等の支援	市、都、警察署、消防署、市社会福祉協議会、 日赤東京都支部									
	(1) 市の主な実施事項【各課】		(1) 市の主な実施事項【各課】										
	<p>災害により被害を受けた市民が、速やかに再起するよう、相談窓口を設置し、被災者の生活再建に係る活動に必要な情報提供、生活相談、弔慰金等の支給、生活援護資金、住宅資金等の貸付、職業のあっせん等を行う。市、都及び関係機関は、被災者の自立的な生活再建を支援するため、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施や被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備などの積極的な措置をとる。</p>		<p>災害により被害を受けた市民が、速やかに再起するよう、相談窓口を設置し、被災者の生活再建に係る活動に必要な情報提供、生活相談、弔慰金等の支給、生活援護資金、住宅資金等の貸付、職業のあっせん等、<u>被災者一人一人に寄り添った対応</u>を行う。市、都及び関係機関は、被災者の自立的な生活再建を支援するため、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施や被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備などの積極的な措置をとる。</p>										
地-300	(6) 災害援護資金【地域共生課、生活福祉課】		(6) 災害援護資金【地域共生課、生活福祉課】										
地-301	<p>(略)</p> <p>ウ 貸付条件等</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付条件</td> <td>償還期間：10年(うち据置期間3年)            利子：<del>無利子(保証人を立てる場合)</del>  <u>年1%(保証人を立てない場合)</u>。措置期間中は無利子。)         </td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</td> </tr> </table>		貸付条件	償還期間：10年(うち据置期間3年) 利子： <del>無利子(保証人を立てる場合)</del> <u>年1%(保証人を立てない場合)</u> 。措置期間中は無利子。)	償還方法	年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。	<p>(略)</p> <p>ウ 貸付条件等</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付条件</td> <td>償還期間：10年(うち据置期間3年)            利子：<u>年3%以内で条例で定める率</u>            (措置期間中は無利子。)         </td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</td> </tr> </table>		貸付条件	償還期間：10年(うち据置期間3年) 利子： <u>年3%以内で条例で定める率</u> (措置期間中は無利子。)	償還方法	年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。	
貸付条件	償還期間：10年(うち据置期間3年) 利子： <del>無利子(保証人を立てる場合)</del> <u>年1%(保証人を立てない場合)</u> 。措置期間中は無利子。)												
償還方法	年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。												
貸付条件	償還期間：10年(うち据置期間3年) 利子： <u>年3%以内で条例で定める率</u> (措置期間中は無利子。)												
償還方法	年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。												